

理 事 会 規 程

一般社団法人 京都府臨床検査技師会

平成 24 年 4 月 12 日制定

理事会規程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

この規程は、一般社団法人京都府臨床検査技師会（以下「当法人」という。）の定款第 29 条に定める理事会に関する事項を定め、法令又は定款に定めるもののほかは、この規程に定めるところによる。

第 2 条 (構成)

理事会は、理事全員をもってこれを構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 3 条 (開催)

理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として毎月 1 回開催するものとする。

3 臨時理事会は、必要ある場合に隨時開催する。

第 2 章 招 集

第 4 条 (招集権者)

理事会は、会長がこれを招集する。会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 5 条 (招集通知)

理事会の招集通知は、会日の 7 日前までに、各理事に対して発するものとする。

但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、理事会を開催することができる。

第 6 条 (招集の請求)

理事は必要に応じ、議案及び審議を必要とする理由を記載した書面を招集権者に提出して、理事会の招集を請求することができる。

2 前項の請求をした理事は、請求後 5 日以内にその請求の日より 2 週間内の日を会日とする理事会が招集されないとときは、自ら理事会を招集することができる。

第 3 章 議 事

第 7 条 (議長)

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の互選により選出する。

第 8 条 (決議)

理事会は、全理事の過半数にあたる理事の出席により成立し、その決議は出席理事の過半数をもってこれを行う。

2 会議の目的たる事項につき利害関係を有する理事は、その決議に参加することができない。この場合、その理事は出席理事の数に算入されない。

第 9 条 (決議事項)

理事会の決議を要する事項は、別表に掲げるところによる。

2 理事会が必要と認めた事項は、前項の規定にかかわらず、理事会に付議しなければならない。

第 10 条 (報告)

会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況またはその他必要な情報を理事会に報告しなければならない。但し、事案によりその業務を担当する他の理事にこれを行わせることができる。

第 11 条 (理事以外の者の出席)

理事会が必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させて、その意見または説明を求めることができる。

第 12 条 (議事録)

理事会の議事は、その経過の要領と結果を議事録に記載し、出席した会長及び監事がこれに記名押印する。

第 13 条 (書記)

理事会に書記を置き、総務部担当理事がこれにあたる。

2 書記は、議長の命を受けて、議事録の作成にあたる。

第 14 条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経たうえ、これを行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

- ① 平成 年 月 日 一部改正 ()
- ②
- ③

別表 理事会決議事項（第9条関係）

1 総会に関する事項

- (1) 総会の招集（開催日時及び場所）及びその議題並びに議案
- (2) 総会の招集通知及び参考書類の作成
- (3) 会員名簿の確認
- (4) 会員の提案にかかる総会への議題の採否

2 決算に関する承認事項

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

3 理事に関する事項

- (1) 会長及び副会長の選任
- (2) 理事の担当職務の決定及び委嘱
- (3) 理事会規程の改廃

4 組織に関する事項

- (1) 部または委員会の新設・改廃
- (2) 各規程の制定・改廃

5 事業に関する事項

- (1) 年間事業計画
- (2) 年間予算案
- (3) 他団体との共同事業
- (4) 契約の締結

6 資産に関する事項

- (1) 資産の取得・譲渡・貸与
- (2) 貸借料（権利金・敷金・保証金を含む）契約またはリース契約
- (3) 資産の担保権設定

7 資金に関する事項

- (1) 取引銀行その他の金融機関の決定・変更
- (2) 寄付金

8 その他の事項

- (1) 訴訟または紛争の解決方針および示談、また和解等の弁護士の選任
- (2) 顧問または事務局長の選任
- (3) 職務執行上重要または異例な事項、会長が必要と認めた事項